

5・14控訴棄却の不当判決糾弾

「悔しいが事故を風化させない」「これからも一歩進んだ裁判を決意している」（原告）

5月14日午後2時、東海村臨界被ばく事故裁判の控訴審判決が東京高等裁判所で言い渡された。「主文。1 本件控訴をいずれも棄却する。2 控訴費用は、控訴人らの負担とする」。これだけを言い渡し、わずか数秒で法廷は終了した。

判決後、記者会見に臨んだ伊東弁護士は、「判決は」JCO事故による被ばくと健康悪化について『高度の蓋然性』を証明することを求めており、原爆症訴訟の判例についてわれわれと読み方が異なる。原爆症訴訟では大泉夫妻と同レベルかそれ以下の被曝線量の被曝者について放射線と健康被害の因果関係を認め、低線量でも急性症状が生じうることを認めている。ところが今回の高裁判決は原爆症訴訟について『放射線被曝が原因でがん等を発症したことを是認しうる高度の蓋然性が認められる者についてのみ、相当因果関係の立証があったとしたもの』としている。がんが発症するのは相当時間が経ってからなので、被害者は何十年もしなければ救われないという話になってしまう」、高裁判決は原爆訴訟判決の「判断の論理的枠組みを逆立ちさせて歪曲したもの」と厳しく批判した。



原告の大泉昭一さんは、「事故から10年。たいへん暗い10年だったが、事故を風化させてはいけないという思いでやってきた」「今は、もう一歩進んだ裁判を決意している」と強い意志を語った。大泉恵子さんは「PTSDは『並はずれた』恐怖でなければならないと言われて否定されたが、あの事故は」JCOから見れば並はずれた恐怖を与えないというのでしょうか」と訴えた。

また今回の高裁判決は、まず大泉夫妻が受けた放射線被曝について、国（旧科技庁）が推定した線量6.5mSvは過小評価だと具体的に指摘してきた原告の主張を退けた。旧科技庁のフィッティングカーブを上回る測定値があったことについては、「直接到達する中性子線及び線の成分より、上空で散乱されて地上に戻ってくる成分が支配的に」なることも考えられるというJCO側の推測を採用し、旧科技庁のフィッティング式に合理性があったとした。その上で、「個別の被曝線量の推定において、高い測定値を示した地点付近で被曝したため、...被曝線量の推定が過小評価となっている住民が存在する可能性が全くないとは言えないが、...手法自体が被曝線量を過小評価するものとして妥当性を失うものでもない」とした。すなわち旧科技庁の推定が過小評価になる可能性は否定できないということを一方では認めているにもかかわらず、結論は問題なしとしてしまっている。この結論に至る根拠は何も示していない。しかも1審判決同様、ICRPが中性子の線質係数を2倍にするように勧告したパリ声明には一切触れていない。

確定的影響と確率的影響の機械的2分論を原告側が批判していたことについては、しきい線量以下でも「すべての人に何らの病的状態も生じないとまではいえない」と認めつつも、「絶対ないとはいえないが、通常はないというべきであって」その可能性は無視しうる程度に小さい」と切り捨ててしまっている。

原告は上告する決意である。裁判は最高裁へと続く。これからも原告を支援していこう。（J）